

令和6年11月8日からの大雨による災害にかかる 災害救助法適用地域の世帯の学生へ（お知らせ）

災害に遭われた下記地域の世帯の学生は以下の経済的支援策がありますので、学生支援・社会連携課経済支援係までご連絡ください。

+ 災害救助法適用地域 +

【鹿児島県】大島郡与論町

※適用地域の詳細については、[日本学生支援機構ホームページ](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html)をご確認ください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>)

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取り扱います。

1. 奨学金等支援

学生支援・社会連携課経済支援係で受付を行います。詳細を確認の上、学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

○高等教育の修学支援新制度＜授業料減免+給付奨学金＞（家計急変採用）【学部生のみ】

家計急変事由発生から3カ月以内の申請が必要

詳細は、以下 URL をご確認ください。

JASSO HP : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhon/index.html

大学 HP : https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/kakeikyuhon/

○第一種貸与奨学金（緊急採用）貸与可能期間：2024年11月～修業年限の終了月

○第二種貸与奨学金（応急採用）貸与可能期間：2024年11月～修業年限の終了月（※応急採用に限り、貸与始期は2024年4月～2025年3月の間で希望する月を選択可）

詳細はこちらの URL をご確認ください。：JASSO HP <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 日本学生支援機構「JASSO 災害支援金」

- 学生本人又は生計維持者が居住している住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合に申請が出来ます。
- 学内申請期限は令和7年4月10日（木）です。期限までに書類を学生支援・社会連携課経済支援係まで提出してください。

詳細はこちらの URL をご確認ください。：JASSO HP : <https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

【令和6年11月12日 学生支援・社会連携課 経済支援係】